



奈良労働局発表  
令和元年10月31日

【照会先】

奈良労働局職業安定部需給調整事業室  
室長 中南一成  
需給調整指導官 荒木雄介  
(直通電話) 0742-88-0245

## 派遣労働者と事業主向け

### 無料の相談窓口を開設します

令和2年4月1日～ 新たな取組に向けて  改正労働者派遣法が施行

奈良労働局(局長 川村 徹宏)では、令和2年4月1日に施行される改正労働者派遣法(以下「改正法」という。)に係る無料の特別相談窓口を、令和元年11月1日から開設します。

今般の改正法の内容は、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者(いわゆる正社員)との不合理な待遇差をなくすための規定が整備され、同一労働同一賃金が義務化されるものです。

✧ 「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

✧ 「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

✧ 「派遣先の正社員との待遇差が気になる」

といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、奈良労働局に無料で相談できる『派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口』を設置します。

● 下記電話番号から、来庁日時をご予約ください。

0742-88-0245

(受付：平日8：30～17：15)

● 無料相談窓口業務開始日：令和元年11月1日



<お問い合わせ先>

厚生労働省奈良労働局 需給調整事業室

奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2F

『派遣労働者の同一労働同一賃金特別相談窓口』

TEL ☎ 0742-88-0245

FAX ☎ 0742-32-0225